

大津市人権教育・啓発推進指針

～人の和をおおつ～

はじめに

本市は平成18年3月20日に志賀町と合併し、人口33万人の新大津市として新たにスタートしました。そして、平成19年度からは「大津市総合計画」のまちづくりの基本理念に「人間性の尊重」「市民自治の確立」「環境の保全と創造」を掲げ、「人を結び、時を結び、自然と結ばれる 結の湖都 大津」の将来都市像の実現を目指して、まちづくりを進め、加えて、この度「中核市」としての一步を踏み出したところです。

一方、今日まで市民と行政が一体となって、人権尊重の意識の高揚に向けて種々の取り組みを行って参りました結果、市民の人権に関する意識の高まりや関心の広がりなど、今日の状況をつくりだすに至りました。しかしながら、少子高齢化、国際化、情報化などの進展により、社会を取り巻く環境がめまぐるしく変化する中、市民の権利意識や価値観の多様化に伴い、自己の「権利」のみを主張し、他人の「人権」を軽視するという風潮が見受けられるように、人権に関する理解や認識は必ずしも十分とは言えない状況があります。人権の尊重には、市民一人ひとりが個々の違いを認め、互いに理解しあうことが最も重要です。

この度、新たな総合計画の下で人権教育・啓発をより一層総合的・効果的に推進するための『人の和おおつ』（大津市人権教育・啓発推進指針）を策定いたしました。

今後は、本指針に基づき人権意識の普及、啓発と人権教育を推進し、市民生活の中に人権意識が根付いた「結の湖都 大津」の実現をめざします。

平成21年4月

大津市長 目片 信

目次

第1章 指針策定の背景	1
1 人権をとりまく状況	1
(1) 国内外の動向	1
(2) 滋賀県の動向	2
(3) 大津市の取組	2
2 指針の必要性	2
3 指針策定の理念	3
第2章 人権教育・啓発の推進方針	3
1 あらゆる場における人権教育・啓発の実施	3
2 人権教育・啓発の推進	3
(1) 就学前教育・学校教育における推進	3
(2) 社会教育における推進	4
(3) 企業における推進	4
(4) 公的職務などに従事する人に対する推進	4
第3章 重要課題への対応	5
1 女性	5
2 子ども	6
3 高齢者	7
4 障害者	8
5 同和問題	9
6 外国人	10
7 その他の人権課題	10
第4章 効果的な推進	11
1 推進体制	11
2 指針の見直し	11
用語の解説	12